

ひかり健康保険組合からのお知らせ -後期高齢者医療制度-

平成20年4月から老人保健制度が廃止され、75歳(一定の障害があり認定を受けた人は65歳)以上の人は「後期高齢者医療制度」に変わり(移り)ます。

高齢者のうち、75歳以上の人を「後期高齢者」といいます。

◆後期高齢者医療制度

平成20年4月1日から「後期高齢者医療制度」がはじまります。これまで国民健康保険や被用者保険(健康保険組合や共済組合など)の資格を持ち「老人保健制度」で医療を受けていた人は、独立した新しい「後期高齢者医療制度」に加入(移行)したうえで医療を受けます。このため、平成20年4月1日以降、後期高齢者の該当者はひかり健康保険組合の被保険者・被扶養者資格を喪失します。

これは、老人医療費が増大するなか、現役世代と高齢者世代の負担と給付を明確化し、75歳以上の後期高齢者の心身の特性や生活実態などを踏まえ、高齢化社会に対応する公平で分かりやすい制度として創設されるものです。

◆事務手続きについて

● 後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得する日

昭和8年4月1日以前生まれの方と65歳以上75歳未満の寝たきりの方は、平成20年4月1日となり、昭和8年4月2日以降生まれの方は75歳になる誕生日が資格取得日となります。

● 後期高齢者医療制度に該当する被保険者(本人)に係る届出

当組合より「後期高齢者医療制度移行に伴う資格喪失届(仮称)」を事業所に送付いたしますので、資格を喪失した日から5日以内に被保険者証を(当該被保険者に被扶養者がいる場合は被扶養者の被保険者証も含めて)添付して、当組合にお届けください。

● 後期高齢者医療制度に該当する被扶養者(家族)に係る届出

当組合より3月中旬に「後期高齢者医療制度移行に伴う被扶養者削除届(仮称)」を事業所に送付しますので、被扶養者から削除された日から5日以内に、当該被扶養者の被保険者証を添付して、当組合にお届けください。(※平成20年3月時点で該当される対象者の提出期限は平成20年4月4日(金)です)